

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第125号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の表中「職員」の右に「(上下水道局総務部地域水道課の職員に併任された職員に限る。)」を加え、「事業に」を「地域水道事業に」に改める。

第5条の表特殊現場作業手当の款生活環境事務所に勤務する職員の項中「300円」を「400円」に改める。

第8条の表社会福祉業務手当の款身体障害者リハビリテーションセンター相談課に勤務する職員の項中「並びに担当課長補佐及び担当係長」を「及び地域リハビリテーション推進係長」に改める。

第11条の表保健医療業務手当の款区役所若しくは区役所支所の区民部企画総務課又は出張所に勤務する職員の項中「区民部企画総務課」を「区民部総務課」に改め、同表社会福祉業務手当の款福祉事務所に勤務する社会福祉法第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員(福祉保護課又は福祉課の地域福祉係長及び福祉係長を除く。)又は保健師の項中「福祉保護課又は福祉課の地域福祉係長及び福祉係長」を「福祉介護課に勤務するもの」に改め、同表賦課徴収業務手当の款区役所又は区役所支所の福祉部長寿社会課に勤務する職員の項中「福祉部長寿社会課」を「福祉部福祉介護課」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。